

	質問	回答
1	2年以内に業務を開始する必要があるのか。	<p>事業計画書には今後の施設建設設計画と業務等開始予定年月を記載していただきます。</p> <p>業務等開始予定年月については引渡し(令和4年5月)から2年以内としていただき、実際の業務開始は引渡日から2年以内に行っていただく必要がありますが、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由により、業務等開始予定年月を当初より1年を超えない範囲で延期することができます。</p> <p>なお、施設建設設計画に記載する施設の全てを2年以内に竣工し、操業開始する計画でなくとも構いません。</p>
2	契約締結後、令和4年5月の土地引渡しまでにボーリング調査等の地質調査を行いたい。	<p>調査時期、調査規模、調査場所に関する資料をご用意の上、ご相談ください。</p> <p>なお、工事の進捗状況により、ご希望に沿えないことがありますのでご留意ください。</p>
3	抵当権を設定したい。	可能ですが。ただし、徳島県が買戻特約行使する場合は抵当権が消滅し、抵当権の抹消登記にご協力いただきますのでご留意ください。
4	(7/30追加) 公募要領4(2)キで申請書類に添付する施設配置計画図は「縮尺1/500程度」と定められている。しかし、縮尺1/500の図面を添付するのは難しいので、図面の中に寸法を記載することで代替してよいか。	図面に寸法を記載していただき、事業計画書に記載した施設の配置や規模が分かるような図面であるならば、縮尺1/500でなくとも構いません。